

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第4回

公正価値測定一改訂版

1. はじめに

今回は、2014年1月に新しく公表された「企業会計準則第39号 - 公正価値測定」(以下、「39号準則」)を解説します。

39号準則は、総則、関連する資産又は負債、秩序ある取引及び市場、市場参加者、公正価値の当初測定、評価技法、公正価値ヒエラルキー、非金融資産の公正価値測定、負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値測定、市場リスク又は信用リスクを相殺できる金融資産と金融負債の公正価値測定、公正価値の開示、移行規定、付則の13章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

従来は、財政部会計司編集の「企業会計準則講解2010」に公正価値測定に関する若干の関連説明があったため、これまでの実務でも開示等一定の対応はされていましたが、今回、国際財務報告基準(IFRS)第13号「公正価値測定」の内容に沿った形で新たな企業会計準則として設定されています。

2. 用語の定義

以下では、公正価値測定に関連する用語の定義を示します。

公正価値	測定日時点で、市場参加者の秩序ある取引において、資産を売却し受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格(すなわち、出口価格)。
主要な市場	資産又は負債の取引量が最大で取引が最も活発な市場。
最も有利な市場	取引コストと輸送コストを考慮した上で、最高の金額で資産を売却又は最低の金額で負債を移転することができる市場。
市場参加者	資産又は負債に関する主要な市場(又は最も有利な市場)における買い手及び売り手のうち、互いに独立し、知識を有し利用可能なすべての情報を用いて十分な理解を有し、能力を有し自ら進んで資産又は負債の取引を行う者。
マーケット・アプローチ	同一又は類似の資産、負債又は資産と負債のグループの価格及びその他の関連する市場取引情報を利用して評価する技法。
インカム・アプローチ	将来の金額を単一の現在価値に変換する評価技法。
コスト・アプローチ	資産の用役能力を再調達するために現在必要とされる金額を反映する評価技法。
観察可能なインプット	市場データから取得可能な、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定。

観察可能でない インプット	市場データから取得することができない、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定に関する利用可能な最善の情報に基づくもの。
レベル1のインプット	測定日に取得可能な、同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格。
レベル2のインプット	資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のもの。
レベル3のインプット	資産又は負債についての観察可能でないインプット。
活発な市場	資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な量と頻度で行われている市場。
最有効使用	市場参加者が非金融資産又は非金融資産が含まれる資産と負債のグループの価値を最大化する非金融資産の使用方法。

3. 公正価値による測定

資産又は負債を公正価値で測定する際、市場参加者が測定日に当該資産又は負債の価格付けを行う場合に考慮する特性、すなわち、資産の状態及び所在地、資産の売却又は使用に対する制限等を考慮する必要があります。そのうえで、資産又は負債に関する主要な市場で資産の売却又は負債の移転の秩序ある取引が発生していると仮定し、主要な市場における価格で資産又は負債の公正価値を測定します。なお、主要な市場がない場合、最も有利な市場における価格で資産又は負債の公正価値を測定します。なお、清算等の強制された取引は、秩序ある取引には含まれません。

観察可能な市場がない場合、市場参加者の観点から、測定日に資産の売却又は負債の移転の取引が発生したと仮定した取引価格で資産又は負債の公正価値を測定します。

4. 評価技法

資産又は負債の公正価値を測定する際に使用する評価技法には、主としてマーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチが広く使われており、これらのうち1つ又は複数と整合する方法で公正価値を測定しなければなりません。

評価技法を用いる際、関連性のある観察可能なインプットを優先的に使用し、関連性のある観察可能なインプットが取得できない、又は取得が実務上不可能である状況においてのみ、観察可能でないインプットを使用することができます。

なお、一度確定した公正価値測定に使用する評価技法は、みだりに変更してはならず、評価技法又はその適用を変更する場合、会計上の見積りの変更として取り扱い、その変更の旨及び変更の理由を開示する必要があります。

5. 公正価値ヒエラルキー

公正価値の測定に使用するインプットをレベル1-3の3つのレベルに区分し、公正価値測定の結果が属するレベルは、公正価値測定にとって重大なインプットが属する最も低いレベルによって決定します。

(1) レベル1のインプット

公正価値の最も信頼性のある証拠を提供するものであり、同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格が利用可能な場合には、通常、無調整でその相場価格をその資産又は負債の公正価値測定に適用する必要があります。

(2) レベル2のインプット

レベル2のインプットを使用して資産又は負債の公正価値測定を行う場合、その資産又は負債の特性、すなわち、資産の状態又は所在地、インプットと類似の資産又は負債との関連性、観察可能なインプットがある市場の取引高及び活発さ等に基づき調整を行う必要があり、レベル2のインプットには、以下のものが含まれます。

- ① 活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格
- ② 活発ではない市場における同一または類似の資産又は負債に関する相場価格
- ③ 通常公表される間隔で観察可能な利率並びにイールド・カーブ、インプライド・ボラティリティ及び信用スプレッド等相場価格以外のその他の観察可能なインプット
- ④ 相関関係等その他の手段により主に観察可能な市場データから算出されるか又は観察可能な市場データに基づき市場の裏付けのあるインプット等

(3) レベル3のインプット

資産又は負債に関する市場活動が存在しない又は市場活動がほとんどなく、観察可能なインプットが取得できない又は取得が実務上不可能な状況においてのみ、レベル3のインプットを使用することができます。

6. 非金融資産の公正価値測定

特定の状況下において、有形固定資産の減損等非金融資産を公正価値で測定する必要がある場合があります。その場合、非金融資産の公正価値測定には、市場参加者が当該資産の最有効使用を行うことにより経済的便益を産み出す能力、又は、当該資産を最有効使用することができる他の市場参加者に売却することにより経済的便益を産み出す能力を考慮する必要があります。

7. 負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値測定

負債を公正価値で測定する際、測定日に負債が他の市場参加者に移転され、かつ、その負債は未決済のまま市場参加者が譲受人として債務を履行すると仮定します。また、企業自身の資本性金融商品を公正価値で測定する際、測定日に企業自身の資本性金融商品が他の市場参加者に移転され、かつ、企業自身の資本性金融商品は未決済のまま市場参加者が譲受人としてその金融商品に関する権利と責任を引き継ぐと仮定します。

8. 市場リスク又は信用リスクを相殺できる金融資産と金融負債の公正価値測定

一定の条件を満たす場合には、金融資産と金融負債の管理を市場リスクと信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づいて行っている場合、測定日に現在の市場の状況で市場参加者の秩序ある取引として、正味ロング・ポジション(すなわち、資産)を売却する又は正味ショート・ポジション(すなわち、負債)を移転する価格に基づいて金融資産と金融負債のグループの公正価値を測定することができます。

9. 開示

39号準則では、下表のとおり、経常的な公正価値測定と非経常的な公正価値測定に分けて一定の情報を開示することが求められています。

経常的な公正価値測定	非経常的な公正価値測定
貸借対照表日に経常的な公正価値測定が要求又は許容されている項目と金額	他の関連する会計準則により、特定の状況下において、非経常的に公正価値測定を行うことが要求又は許容されている項目と金額
—	公正価値で測定する理由
公正価値ヒエラルキーのレベル	
各レベル間の振替金額とその理由、振替が生じたとみなす時点の方針	—
レベル2に区分される公正価値測定について使用した評価技法及びインプットの情報	
レベル3に区分される公正価値測定について使用した評価技法、インプットと評価過程の情報及び重要で観察可能でないインプットの定量的情報	
レベル3に区分される公正価値測定について、以下の情報を含む期首残高から期末残高への調整表 ① 当期の損益に計上され、すで実現した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている項目 ② 当期の損益に計上されている未実現損益の合計額及び認識されている損益項目 ③ その他の包括利益に計上された利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の項目 ④ 購入・売却・発行及び決済金額	—
レベル3に区分される公正価値測定について、観察可能でないインプットの変動による感応度分析	—
非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、その事実及び理由	

10. 移行規定

39号準則は、2014年7月1日から適用され、比較財務諸表の関連注記は遡及修正する必要はありません。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited